

令和9・10年度 入札参加等資格審査申請手続(測量及び建設コンサルタント等業務)の概要

呉市が発注する測量及び建設コンサルタント等業務の一般競争及び指名競争入札（随意契約を含む。）に参加するために必要な資格審査を希望する方は、入札参加等資格審査申請書など所定の提出書類を提出してください。

なお、原則として入札はすべて電子入札で行っておりますので、市内業者・準市内業者も可能な限り電子申請での手続をお願いします。

【申請手続】

申請区分	電 子 申 請 〔 広島県・市町村共同利用電子入札等システム (電子申請システム)による申請 〕	窓 口 申 請
対 象 者	市内業者、準市内業者、市外業者 市内業者:登記簿上の本店を呉市内に有する方 準市内業者:営業所等を呉市内に有し、当該営業所等に契約締結権限等を委任している方 市外業者:市内業者及び準市内業者以外の方	市内業者、準市内業者
申請方法・提出先	○電子入札等システムで広島県に申請するとともに、呉市様式等を呉市契約課へ郵送又は窓口を持参してください。 ○別表(提出書類一覧表)を確認の上、必要な書類を提出してください。 ※呉市独自様式は呉市契約課ホームページ「様式集(通常)」にエクセルファイルで掲載しています。 【提出先】〒737-8501 呉市中央4丁目1-6 呉市役所7階 呉市財務部契約課 工事契約グループ TEL 0823-25-3376	○呉市契約課へ郵送又は窓口を持参してください。
申請期間	《電子申請期間》 令和8年11月2日(月)～令和8年11月20日(金) 9:00～17:00 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 《書類提出期間》 令和8年11月2日(月)～令和8年11月27日(金) ●窓口受付: 9:00～17:00 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ●郵送:最終日(11月27日(金) 17:00必着)	《窓口受付期間》 令和8年11月2日(月)～令和8年11月27日(金) ●窓口受付: 9:00～17:00 ※土曜日、日曜日及び祝日を除く。 ●郵送:最終日(11月27日(金) 17:00必着)
注意事項	・市外業者が行う申請については、市長が特に必要と認める場合を除き、電子申請によるものとします。 ※市長が特に必要と認める場合とは、電子申請システムに登録済みであり、申請者に帰する原因でなく、かつ代替方法がなかったことを証明できる場合に限りです。 ・期日までに記録又は書面が到達しない場合は、申請全体を無効とします。	・提出書類の文字等が不明瞭な場合は受付できない場合があります。
	・申請期間経過後は、呉市長が特に必要とする場合を除き受理しません。 ・申請方法は、電子申請と窓口申請のどちらか一つの方法に限りです。	

【申請を行うことができない方】

次のいずれかに該当する方は、入札参加等資格審査に係る申請を行うことはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する方
- (2) 次の業務分野の登録を希望する方で、それぞれの規定による登録を受けていない方
 - ・測量分野に属する部門は、測量法第55条の規定による登録（受任者にあつては同法第55条の2]第2号の規定による営業所登録）
 - ・建築一般部門は、建築士法第23条の規定による登録
 - ・不動産鑑定部門は、不動産の鑑定評価に関する法律第22条の規定による登録
- (3) 申請しようとする業務分野について、直前2年間の平均実績高を有していない方
- (4) 呉市に納付すべき税金並びに消費税及び地方消費税の滞納がある方
- (5) 入札参加等資格の審査に係る申請において、虚偽の申請を行った方（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由として呉市の入札参加等資格の取消しをされた方で、入札参加等資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している方を除く。）又は重要な事項について記載（添付）しなかった方
- (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行していない方

【別表(提出書類一覧表)】

番号	資格審査申請書類等	呉市独自 様式番号	申請者の区分		備 考 (提出時の注意事項等)
			市内業者・ 準市内業者	市外業者	
1	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加等資格審査申請書	コンサル様式 1	○	○	代表者印は実印を押印してください。 電子契約を行う際に必要になるためメールアドレスをご記入ください。
2	希望業務分野登録申請書	コンサル様式 2	○	○	測量分野に属する部門、建築一般部門、不動産鑑定部門を希望する場合は、法律上の登録が必要です。 測量分野に属する部門を希望業務とする方で契約締結権限等を委任する方は、受任営業所についても測量法に基づく登録を受けていることが必要となります。
3	有資格技術職員の状況	コンサル様式 3	○	○	有資格技術者の延べ人数を記入してください。
4	技術者経歴書	コンサル様式 4	○	—	電子申請を行う場合は提出不要です。
5	希望業務分野別実績調書	コンサル様式 5	○	—	電子申請を行う場合は提出不要です。
6	使用印鑑届	コンサル様式 6	○	○	
7	納税に関する誓約書	コンサル様式 7-1	○	○	申請時において呉市に納税義務がない事業者も提出してください。
8	暴力団等を排除する措置及び社会保険等の加入に関する誓約書	コンサル様式 7-2	○	○	
9	社会保険等の加入に関する申出書	コンサル様式 7-3	△	△	社会保険等に加入義務がない場合のみ提出してください。
10	委任状	コンサル様式 8	△	△	代表者が受任者に契約締結権限等を委任する場合に提出してください。
11	営業所等所在調書(測量及び建設コンサルタント等業務)	コンサル様式 9-1, 9-2	○	—	市内業者及び準市内業者のみ提出してください。
12	誓約書(個人事業者用)	コンサル様式 10	○ (個人事業者)	○ (個人事業者)	個人事業者のみ提出してください。
13	代表者の身分証明書の写し	—	○ (個人事業者)	○ (個人事業者)	個人事業者のみ提出してください。 市役所等で交付されるもので、申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
14	登記事項証明書(商業登記簿謄本)の写し	—	○ (法人事業者)	○ (法人事業者)	法人事業者のみ提出してください。 申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
15	納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)の写し	—	○	—	電子申請を行う場合は提出不要です。 税務署等で発行される「未納の税額がない」旨の記載のある証明書(その3・その3の2・その3の3)です。 申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
16	印鑑証明書の写し	—	○	○	申請日の3か月前の日以降に発行されたものを提出してください。
17	財務諸表の写し	—	○	○	法人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表 個人…直前1年の事業年度についての、貸借対照表及び損益計算書 入札参加等資格の審査に係る申請を行う日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出してください。
18	測量業者登録証明書又は通知書の写し	—	△	△	申請時に登録が有効であることが確認できるものを提出してください。
19	建築士事務所登録証明書又は通知書の写し	—	△	△	申請時に登録が有効であることが確認できるものを提出してください。

20	不動産鑑定業者登録証明書又は通知書の写し	—	△	△	申請時に登録が有効であることが確認できるものを提出してください。
21	測量業者登録申請書の別紙(別表第十一(第十二条関係))の写し	—	△	△	測量分野の登録を希望する者で、契約締結権限等を営業所等に委任する場合のみ提出してください。
22	送信完了兼受付票の写し	—	○	○	電子申請システムにおいて申請時に出力されたもの窓口申請を行う場合は提出不要です。
23	受付票(測量及び建設コンサルタント等業務)	コンサル様式 11	○	△	窓口申請を行う場合は提出してください。 電子申請の場合は受付完了を確認したい場合のみ提出してください。
24	受付票送付用封筒	—	△	△	受付が完了したことを確認したい場合、「23 受付票」とともに提出してください(宛先を記入し、110円分の切手を貼付したもの)。
25	資格認定通知送付用封筒	—	○	○	宛名を記入し、110円分の切手を貼ってください。

※○印は必ず提出が必要、△印は該当する方のみ提出が必要です。

注1) 令和8年10月から電子契約を開始したことに伴い、1 測量及び建設コンサルタント等業務入札参加等資格審査申請書にメールアドレスの記入欄を設けております。電子契約を希望する場合は必ずメールアドレスを記入してください。ただし、電子申請を行う場合は必要ありません。

注2) 提出書類は、番号23、24及び25を除き、番号順にA4タテの左ヒモ綴じ(2穴)にして提出してください。

【審査結果の通知】

資格の審査結果については、認定・非認定にかかわらず申請者に通知します。

【資格の有効期間等】

当該資格が認定された日から令和11年3月31日まで有効となります。
ただし、令和11年4月1日以降も令和11年度の入札参加等資格の認定が行われていないときは、令和11年度の入札参加等資格が認定される日まで有効とします。

【その他】

認定後において、申請書等の記載事項(商号又は名称、代表者、所在地等)に変更を生じた場合は、すみやかに変更届を提出してください。

ただし、呉市内へ本店又は営業所等を開設する場合、今回の申請で登録を希望しなかった業務分野又は業務部門について、資格認定後に追加で登録の希望をする場合は、別に告示する追加申請の時期にのみ受け付けるものとします。